

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
当日の翌日は、  
その翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

保険医療機関等の指定(保険課)

保険医の登録(〃)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による指定医療機関の辞退(〃)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

県営土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)

### ◇ 公 告

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

### ◇ 公 告

平成二年度鳥取県職員採用上級試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第五百七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
樋口医院	鳥取市野坂九一四	平成二年五月一日
藤山内科医院	鳥取市西品治三〇五一一	〃
石河内科医院	鳥取市元魚町二丁目二一九	〃
医療法人養和会 広江病院	米子市上後藤三二二	〃
篠原病院	日野郡溝口町長山一五二一一	〃
快生薬局	鳥取市徳尾八一―二八	〃

今井薬局	米子市上後藤五二一二	"
入沢歯科医院	日野郡日南町生山六九〇	"
なりさだ歯科医院	米子市西三柳二三〇〇一	平成二年五月八日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一七	平成二年五月一日
医療法人南家医院	境港市渡町一四八〇	"
上山薬局	鳥取市美萩野一丁目一一八一 二二	"
三栄調剤薬局	鳥取市吉成二丁目一五一四八	"
ナガイ薬局	西伯郡岸本町大殿六一八	"
神庭齒科医院	米子市旗ヶ崎七丁目一五十七	"
上田医院	東伯郡東伯町大字浦安三三四	"

鳥取県告示第五百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
上 田 良 雄	鳥医第四〇八四号	平成二年五月一日

鳥取県告示第五百九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人イナカ 内科医院	鳥取市正蓮寺四三	平成二年五月八日
三栄調剤薬局	鳥取市吉成二丁目一五一四八	"
医療法人板倉整 形脳外科医院	八頭郡郡家町大字郡家五九五 一五	"

佐治村国民健康 保険診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二一 七一―二	〃
医療法人中曾産 婦人科医院	米子市西福原七四〇―五	〃
医療法人佐々木 医院	西伯郡中山町田中六四六一	〃
富長内科眼科ク リニック	米子市東福原五七三	〃
鳥取県薬学総合 センター西部薬 局	米子市車尾二二九五	〃
医療法人社団提 嶋外科クリニッ ク	米子市上福原五七八―六	〃
菅医院	西伯郡大山町安原一〇五七一	〃
飛田医院	日野郡溝口町溝口二四三―二	〃

鳥取県告示第五百十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に  
基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規  
則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三	平成二年四月二十九日
三栄調剤薬局	鳥取市吉成二丁目一五一―四八	平成二年五月九日
板倉整形脳外科 医院	八頭郡郡家町大字郡家五九五 ―五	平成二年四月三十日
佐々木医院	西伯郡中山町田中六四六一	平成二年四月二十九日
日本たばこ産業 株式会社米子原 料工場医務室	米子市夜見町一六九四―一	平成二年四月三十日
提嶋外科クリニ ック	米子市上福原五七八―六	平成二年五月五日
飛田医院	日野郡溝口町溝口二四二	平成二年五月二十四日
日南町国民健康 保険矢戸診療所	日野郡日南町矢戸二二〇―一	平成二年五月十六日

鳥取県告示第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に  
基づき、鴨ヶ池土地改良区の定款の変更を平成二年五月十七日認可したの  
で、同条第三項の規定により告示する。

平成二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十二号

境港市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業渡東地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年五月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十三号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ほ場整備事業名和地区第一工区ほ場整備	平成二年三月二十日
第二工区	" "
第三工区	" "

鳥取県告示第五百十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字小山谷一一八七の二・字ヒレジ折橋一二七八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百十五号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十月三日 鳥取県指令受米土維第五百四十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉三丁目一〇一

大山証券株式会社

代表取締役 今井邦典

鳥取県告示第五百十六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十二月十六日 鳥取県指令受米土維第七百八十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十五 二一三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二七〇六

田平康治

鳥取県告示第五百十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年二月十六日 鳥取県指令受都計三一第一第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上後藤字半内沖及び字鴨谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎三丁目一五一―二五

三沢木材有限会社

代表取締役 三沢 進

鳥取県告示第五百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六條第三項の規定により告示する。

平成二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年二月七日 鳥取県指令受都計三一第三四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字今津字岸ノ上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木五三八―一

株式会社地産

代表取締役 入江修巳

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年五月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
	パルコ		
	ぺりかん便		
	ファンシー		

ぱちんこ遊技機	ノックアウト	株式会社三洋物産
	ノックアウトII	
アレンジボール遊技機	ファンシーII	太陽電子株式会社
	フラワービート	
	ブラボーリンクス	
	ドラゴン	
アレンジボール遊技機	かにちゃん	株式会社大一商会
	ブースター	
	ロックアップ	
	サンビートSP	
	サンビートII	
	シロンII	

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）

第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成 2 年 5 月 22 日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

平成 2 年度鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行政	31名程度
電気	4名程度
土木	7名程度
建築	1名程度
化学	1名程度
農 業 土 木	4名程度
農 業 化 学	3名程度
農 業	12名程度
畜 産	3名程度
林 業	7名程度

生活改良普及員	1名程度
社 会 福 祉	1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

- 3 対象となる職  
知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

- 4 給与  
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額126,300円のはか諸手当が支給される。

- 5 受験資格  
受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
行 政	昭和36年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれた者
電 気	
土 木	
建 築	
化 学	
農 業	
農 芸	
農 学	
農 林	
農 業	
農 学	
農 芸	
農 学	

農 業	昭和36年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する農業改良普及員の資格を有するもの又は平成3年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
畜 産	
林 業	昭和36年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれた者で、森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する林業改良指導員の資格を有するもの又は平成3年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの

生活改良普及員	昭和36年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する生活改良普及員の資格を有するもの又は平成3年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
社 会 福 祉	昭和36年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法（昭和28年法律第45号）第18条各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有するもの又は平成3年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの

- 6 第一次試験
- (1) 試験種目  
教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式及び記述式）とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。
- (2) 試験の期日  
平成2年7月15日（日）
- (3) 試験の場所



鳥取市立川町五丁目210 鳥取県立鳥取東高等学校  
米子市大谷町200 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第一次試験合格者の発表

平成2年8月上旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第二次試験

(1) 試験種目

論文試験、適性検査、人物試験及び身体検査とし、人物試験は個別面接により行う。

(2) 試験の期日及び場所

平成2年8月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

平成2年9月中旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、掲示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

平成2年5月22日（火）から同年6月11日（月）まで。

なお、郵送による申込みは、平成2年6月11日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日及び第

2・第4土曜日は、受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、72円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

専門試験（多岐選択式及び記述式）出題分野一覧表

試験の区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、

電 気	経済学、財政学、社会政策	業 經 營 一 般
	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学	
土 木	数学・物理、应用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画	林 業
	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	生活改良普及員
建 築	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	社会福祉
	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査
農 業 土 木	数学、应用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般	
	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、土壤学・植物栄養学・肥料学、食品化学・食品貯蔵加工学、应用微生物学	
農 業 化 学	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般	
	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜衛生学、畜産物利用学、農	

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 鳥 取 県 公 報 【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】